

税コーナー

消費税の届出と記帳等の

準備はお済みですか？

新たに課税事業者となる
個人事業者の方へ

詳しくは、次までお問合せ下さい。

■ 今治税務署 個人課税部門

TEL 0898-3216102

■ 税務相談室 今治分室

TEL 0898-3312222

■ 国税庁ホームページ

URL <http://www.nta.go.jp/>



● 消費税の納税義務となる方は？

平成15年分の課税売上高が、1,000万円を超える個人事業者の方は、平成17年分において消費税の申告と納税が必要となり、課税事業者となります。

● 届出書の提出がお済みでない方は速やかに！

新たに課税事業者となる方は、「消費税課税事業者届出書」を提出する必要がありますので、届出書を未提出の方は、所管の税務署に速やかに提出してください。

● 課税事業者は日々の記帳を適切に！

課税事業者は、帳簿を備え付け、取引の内容等を整然と、かつ、明瞭に記載し、これを7年間保存しなければなりません。

平成17年分消費税の申告・納付は平成18年3月31日までにを行うこととなりますが、申告・納付すべき消費税を正しく計算するため、日々の取引の状況を適切に記帳しましょう。

● ご注意！

★原則課税を適用している事業者（簡易課税制度を適用していない事業者）は、課税仕入れ等に関する帳簿と請求書等の両方を保存する必要があります。帳簿と請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができません。

★簡易課税制度を適用している事業者で、2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上高を事業の種類ごとに帳簿等で区分しておく必要があります。

● 届出書の用紙はどこにあるの？

届出書等の用紙は、最寄の税務署に備え付けています。

国民年金

今年の支払い 今年のうちに！

（保険料の納め忘れはありませんか）

老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間保険料を納付して、65歳から年間794,500円（満額）が生涯受けられます。

ただし、未納期間（保険料を納めなかった期間）があると、その分は満額の年金から減額されてしまいます。減額は一生続きますので、未納月をつくらないことは大変重要です。

また、未納期間があることにより、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金を受けることができないうこともあります。

そうならないために、保険料は毎月納期までにきちんと納めていきましょう。

年末が近づいてきました。納め忘れがないか今一度ご確認ください。

■ 今治社会保険事務所

TEL 0898-3217353

